

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成25年6月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地 区 名	工事完了年月日
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	政本地区	平成25年1月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	鷹ノ子池地区	平成25年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	沢地区	平成25年1月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業)	土井地区	平成25年3月18日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門新設事業)	徳前地区	平成25年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業)	樋ノ尻地区	平成25年3月8日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	笠田宮池地区	平成25年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池取水施設改修事業)	太郎坊池地区	平成25年3月8日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池補修事業)	島の池地区	平成25年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	七尾新池地区	平成25年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道舗装事業)	四ツ足地区	平成25年2月22日